



町報 岡垣

所 役 場
行 町 任 者
岡 垣 町 長 辻 守 莊

岡垣町 上水道の現況と課題

水道事業管理者
町長 辻 守 莊

本町上水道の現況について、経営の実態を報告し、今後の課題につき、町民各位の御理解、御協力を賜り企業の健全な、発展を願い筆をとらせていただきました。

一、上水道事業の沿革ですが、九州採炭株式会社高陽鉱業所の閉山にともない、昭和三十六年その周辺地区を含めて、給水戸数約六〇〇戸、給水人口約二、五〇〇人の給水をなすことに始まり、昭和四十、四十一、四十二年の第一次拡張工事約七、〇〇〇万円、昭和四十四、四十五、四十六年の第二次拡張工事約一億円を投じて暫時拡張し現在（昭和四十八年十月一日現在）三、八九七戸、一五、一九八人、町総人口一九、六〇五人の約七七・五%の給水をまかなっております。

二、給水区域は、現在吉木、高塚、三吉、三吉団地、新松原、元松原、西黒山、東黒山、糠塚、山田、東山田、緑ヶ丘、吉野ヶ丘、百合ヶ丘、西山田、東松原、高陽西高陽、南高陽、東高陽、鍋田、戸切百合野、戸切白谷、上海老津、東海老津、新海老津、海老津、野間、倉丸、山田峠団地となっております。

ります。

三、水質については、他市町村の表流水、ダム等と異り地下水を水源としておりますので、県の化学検査では、その質においては一番良質と言われております。但し、第三次拡張工事、料金改訂等緊急課題が山積しております。以上その概要を報告致します。

一、水道事業特別会計の実態上水道事業の経営については、その経営の基本原則として「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来目的である公共の福祉を、増進するように運営されなければならぬ」と定義づけてあります。

まず、昭和四十七年度決算からその数字を報告します。
議案第六〇号として、上水道事業の決算認定を九月二十一日第三次回定例町議会に提案致しました。監査委員の意見書は次のとおりであります。

一、審査の対象
昭和四十七年度上水道事業決算書、諸帳簿、伝票書類
二、審査の期日
昭和四十八年八月二日、三日

三、総括意見
(1) 諸帳簿及び、伝票書類の記載整理は適格に整理され、冊数面においては正確であることを確認する。
(2) 収益的収支においては、期間中の年間収水量七六八、三七〇t、総費用四五、七一〇、五四一円にて給水原価は、m当五九四四八銭となっている。
一方現行水道料金については、m当四〇円にて実質一九四四八銭の赤字を生じている。
上水道事業の経営基盤確立の見地から、水道料金改訂等実質赤字の解消に努力された。

昭和四十八年八月三日
岡垣町監査委員 松丸 源吉
花田 満

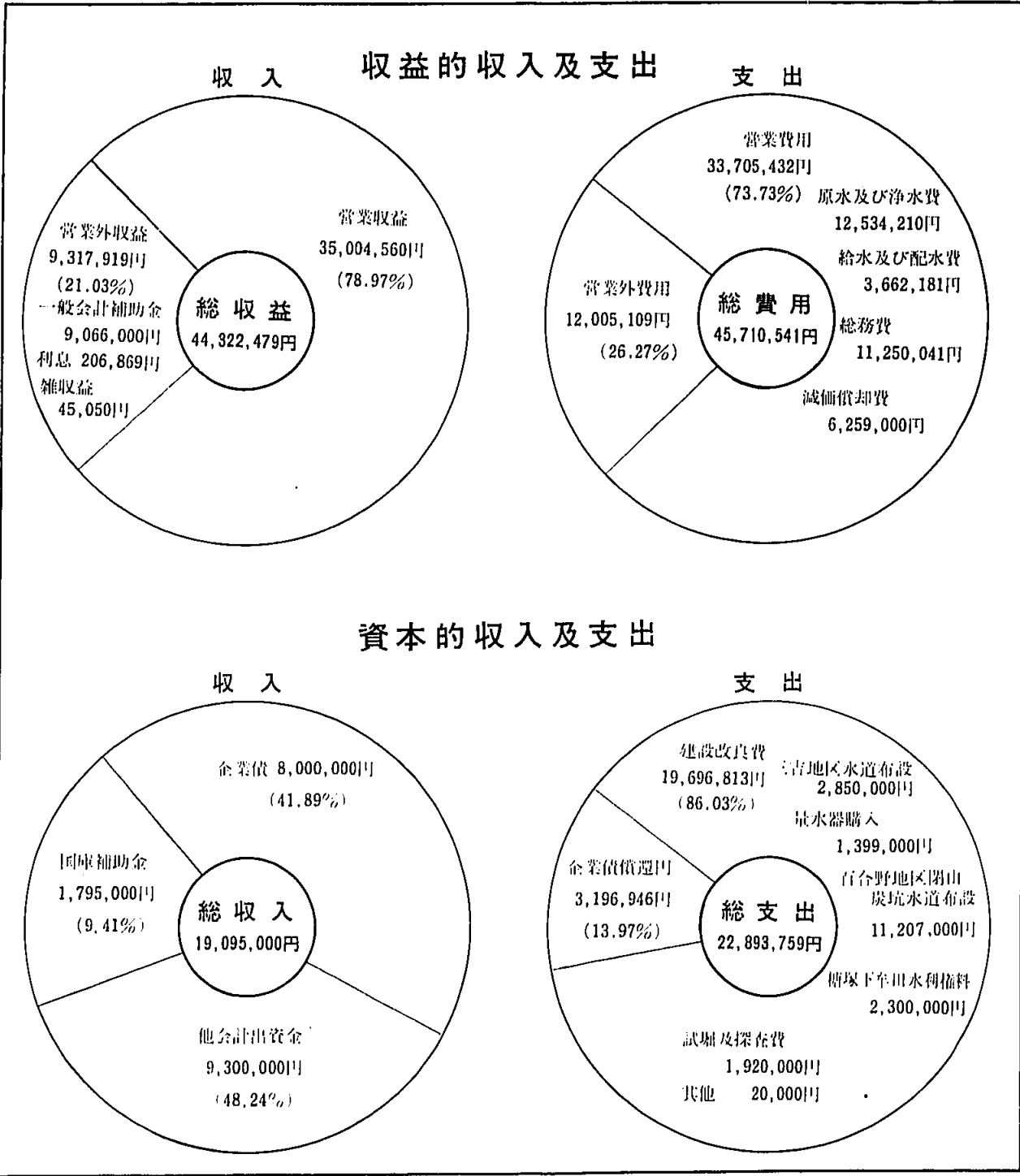
岡垣町長 辻 守 莊 殿
以上数字を函解すると図表の通りです。
なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額三、七九八、七五九円は損益勘定留保資金で補てんしました。

適正な料金について
監査委員の意見書及公営企業法第三条の規定している経営の基本原則からみて、適正なる水道料金を十二月定例町議会にて審議していただきたいと考えております。何分の御理解、御認識をお願い致します。

昭和四十八年八月二日、三日

とどいたら、まず、としましよ、

〇



第三次水道拡張事業構想について

昭和四十八年度民生安定事業費として、上水道拡張工事の調査費が九、〇三三、〇〇〇円確定致しました。

その構想について報告致します。

一、計画目標年次

中間、遠賀郡四町広域水道設立準備委員会が発足し、昭和五十二年以降の原水については、中間市、遠賀郡四町にて企業団を設立し、遠賀川よりの取水を緊急の課題として協議を進めておりますので、町の計画目標年次は、一応昭和五十二年度を考えております。

なお、中間市、遠賀郡四町企業団構想につきましては、別途報告致

一般会計繰出(助成)調

年度	区分	収益関係	資本関係	計
昭和43年度		1,200,000	5,081,000	6,281,000
44年度		5,000,000	500,000	5,500,000
45年度		3,000,000	2,560,000	5,560,000
46年度		3,000,000	1,697,000	4,697,000
47年度		9,066,000	9,300,000	18,366,000
48年度		12,359,000	20,641,000	33,000,000
計		33,625,000	39,779,000	73,404,000

します。
 二、給水区域
 町全域を給水区域とすることを考えておりますが、将来とも自家用井戸水の枯渇、汚染のおそれのない地域については、十分協議検討をかきね、給水区域を定めたいと考えております。

三、計画給水人口
 計画給水人口については、その見通しがむづかしいが、町の都市計画(現在予定計画)及び現在宅地造成が完了している団地の入居状況、計画が具体化しているものを調査し、計画給水人口は、二、五〇〇人と考えております。

四、計画一日最大給水量
 一、二年間の一人一日最大の給水量の増加は、著しく今年夏場八月の一人一日最大は、二四一ℓとなっており、
 年々十三ℓ~十四ℓの増加が見込まれますので、昭和五十二年度の目標を三〇〇ℓとし、一日最大給水量を現在の二〇〇ℓ、四〇〇ℓを三〇〇ℓ、六七五〇ℓ程度を考えております。

以上が当面の上水道事業管理者として緊急課題でございます。
 本年七月、八月の時間給水のようなことのないよう充分とくみますが、一、水源問題、二、関係用地の取得、三、多額な建設資金の調達、四、約五年間掘削いた水道料金の改訂等難問題が山積しております。

同和問題を解決しよう (6)

町民各位の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

同和对策審議会の答申の第一部「同和問題の本質」に問題解決への方向づけとして次のように明記されている。
 いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にあり得ないと考えるのは妥当でない。また「覆た子をおこすな」式の考えて、同和問題はここのまゝ放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または潜在的に醸成し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができ

る。
 心理的差別とは、人々の概念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実感的差別とは、同和地区住民の生活

す。

実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、劣悪な生活環境、特種で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相互関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであ

り、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、職業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのである。このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、部落に滞留する停滞的過剰人口を近代的主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政対策の部分的効果を十分にあげることがも期待しがたい。」と記し、かつ、戦後わが国の社会状況のめざましい変化、政治制度の民主化、社会、経済、文化の進展にもかかわらず、部落問題はいぜんとして未解決のまま、とり残されている、と述べている。

画期的な年金改正成立！

五万円年金・スライド制いよいよスタート

「老後の生活を支えるに足る年金」として、いわゆる「五万円年金」の実現を目指した厚生年金保険法改正は、九月十八日第七十一回国会において可決成立したことに

より、いよいよ実現のはこびとになりました。
 年金によせる国民的期待の高まりは制度の充実発展を促す拍車となり、今回の画期的な改善に結びついたわけでありませぬ。



今回の改善の内容は「五万円年金」の水準を確保する年金額の大幅引上げと「自動スライド制」の導入です。

これによってわが国の公的年金は、西欧諸国に比べ、見劣りのしない充実した制度として確立されたわけです。

今後この年金制度を正しく発展させていくため町民各位の深い御理解と御協力をお願い致します。国民年金法の改正要綱は次のとおりです。

- 一、拠出年金に関する事項
- (1) 年金額の引上げ等
- ア、老齢年金

◎五年年金年額三万円(月額二千五百円)が九万六千円(月額八千円)に

◎十年年金 年額六万円(月額五千円)が十五万円(月額一万二千五百円)に

◎二十五年納付(最低必要期間)

年額九万六千円(月額八千円)が二十四万円(月額二万円)に

◎年金額の計算

三百二十円×納付月数が八百円×納付月数に

イ、障害年金

二級障害の場合 十万五千六百円(月額八千五百円)が二十四万円(月額二万円)に

一級障害の場合 十三万二千円(月額一万一千円)が三十万円(月額二万五千円)に

ウ、母子、準母子年金及び遺児年金

十万八千円(月額九千円)が二十四万円(月額二万円)に

エ、死亡一時金

三年以上十年未満一万円、十年以上十五年未満一万四千円が三年以上十五年未満まで一万七千円に

(2) 保険料の引上げ等

◎定額分五百五十円(一カ月分)が九百円に

◎所得比例分三百五十円(一カ月分)が四百円に

◎五年年金七百五十円(一カ月分)が九百円に

(3) 五年年金加入の再開

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で、公的年金を受けていない場合、受ける資格がない場合は、五

年年金に任意加入できます。この五年年金は、昭和四十五年六月に

さかのぼって一カ月九百円納め、五十年の五月まで五年間納めて、

年に九万六千円もらうことができ

る年金のことです。遺族年金、公務扶助料等をもってある人も加入することが出来ます。

「夫婦五万円年金」といわれる意味は………

国民年金の拠出制老齢年金は、老齢年金の定額計算基礎といわれる算式によって計算されます。

例えば、二十五年間、保険料をキチンと納めた人の老齢年金の額は

八三三〇円×三〇〇月√で九万

六千円が年額となり、月に八千円になります。それが年金額の算定基礎額の現行三三〇〇円は二・五

倍引上げられて昭和四十九年一月から八〇〇円になります。そこ

で前例の算式は八八〇〇円×三〇〇月となり、年額二十四万円、月額にすると二万円です。また、

このほかに所得比例保険料(四十九年一月から附加保険料)を納めた

場合の計算基礎である百八十八円が二百円に引上げられますから二

十五年間、所得比例保険料を納めると年に六万円月額五万円になります。つまり、夫婦がそろって

二十五年間、所得比例保険料も納めて、受けられる年金の額は、

八二万円×2+5千円×2√という計算から、二人分を合わせて月に

五万円になるわけです。しかしこれは現在の計算上の話で、実際には、

今後給付水準の改定が加えられていくので、さらに多い年金になります。

二、福祉年金の額に関する事項

(1) 年金額の引上げ (昭和四十八年十一月一日実施)

◎老齢福祉年金

年金額三万九千六百円(月額三千三百円)が六万円(月額五千円)に

◎障害福祉年金

年金額六万円(五千円)が九万円(月額七千五百円)に

◎母子、準母子福祉年金

年金額五万二千六百円が七万八

千円(月額六千五百円)に

(2) 支給の制限

老齢、障害福祉年金の場合

◎本人の所得制限 扶養親族数が

〇人の場合は四十三万円、扶養親

族数が一人の場合は五十二万円、

以下扶養親族数が一人増すごとに

十四万円を加算した額

◎配偶者及び扶養義務者の所得

制限

扶養親族数が〇人の場合は四百

七十九万円、扶養親族数が一人の

場合四百九十九万円、以下扶養親

族数が一人増すごとに十四万円を

加算した額

◎公的年金の制限

一般の公的年金については、受

けている公的年金の額が十万円未

三吉手野地区の地籍簿、

地籍図の閲覧告示

地籍調査事業実施に際しましては、地区委員及び関係者の御協力により三吉、手野地区においては順調に事業の完遂をしていること、感謝いたしております。ついては一筆ごとの調査が完成いたしましたので、昭和四十八年十一月二十九日より十二月八日まで左記により閲覧をしておりますので土地所有者は全員もれなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお知らせいたします。

記

満であるときは十万円と福祉年金の差額(福祉年金の額を限度とする)が併給されます。戦争公務に係る公的年金については、傷病にかかった当時においては、傷病にかかった当時において、大尉以下の旧軍人または高等官六等以下の文官であった者またその遺族であるときは、福祉年金の金額が併給されます。

本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限については、昭和四十八年五月一日から実施、公的年金の制限については四十八年十月一日から実施されております。なお詳しいことは年金係に問合せてください。

住民課

- 一、岡垣町大字三吉、手野の地籍簿及び地籍図の閲覧
- 二、閲覧期間

昭和四十八年十一月十九日より昭和四十八年十二月八日まで、(二十日間)

- 三、閲覧の場所

岡垣町役場にて
但し十一月二十日より二十二日まで三日間は新松原公民館にて
十一月二十六日より三十日まで五日間は三吉公民館にて
十二月三日より七日まで五日間

は手野公民館にて出張閲覧します。
四、閲覧時間
期間中毎日九時より十七時迄

五、閲覧の結果
誤り等の申し立ては、書面によることになっておりますので、申立用紙は閲覧の場所へ交付します。

企画振興課
国土調査係

“滅失家屋の申請について”

昭和四十八年一月一日より、十二月三十一日までに、滅失又は滅失される予定家屋について、固定資産税の減額の対象になりますので、早急に役場税務課までご連絡ください。

連絡場所。岡垣役場税務課
②一二一一 内線五三

源泉所得税

年末調整説明会

若松税務署

昭和48年分源泉所得税の年末調整の説明会を次のとおり開催します。

日時 昭和48年11月22日木、午前
の部、午前10時30分より、
午後の部、午後1時より
場所 遠賀信用金庫(水巻町頭末)

ねたきり老人等に対する医療費の支給

今年10月1日より65才以上のねたきり老人等に対して次のとおり支給が行なわれるようになりますので、至急手続きをされますよう通知します。

記

- 一、支給対象者、65才以上70才未満のねたきり老人等であること。
- 一、国民年金による障害年金、障害福祉年金又は老齢福祉年金の受給者であること

ゴミ

十月一日より収集方法及び収集料金が左記のとおり変更になりましたのでお知らせします。

- 1、収集方法について
もえるゴミ
今まで週一回収集であったのが十月一日より週二回収集に変更になりました。尚、収集日については次のとおりです。

9月まで10月より
火曜日収集、火曜日と金曜日収集
水曜日収集、水曜日と土曜日収集
木曜日収集、木曜日と月曜日収集

● もえないゴミ
9月まで第一、第三土曜日収集
だったのが、十月より三号線より
波津方面は、第一、第三水曜日、

議会だより

- 一、身体障害者手帳の1級から3級までに該当するもの
- 一、厚生年金保険法等により廃疾又は障害の認定を受けているもの
- 一、以上の者以外で廃疾の程度を認定できない者でも医師の診断書により認定できる者
- 一、必ず社会保険又は国民健康保険の加入者であること。

詳しくは役場民生課におたずね下さい。

ゴミ

三号線より戸切ユリノ方面は、第一、第三土曜日の収集になりました。

- 2、収集料金について
十月一日より収集料金は、一カ月一世帯二〇〇円になりました。(九月まで一五〇円)
環境衛生施設組合決定料金二六〇円のうち町が六〇円補助
尚、今まで特定料金で契約されていた方は、グストセンターと再契約されますよう付け加えます。

ゴミのない美しいまちをつくりましょう!

議案第六二号

岡垣町土地開発公社の出資負担行為について
出資額の内容を基本財産二〇〇万円を五〇〇万円に、運用財産八〇〇万円を五〇〇万円に改める

議案第六三号

岡垣町土地開発公社定款の一部を改正する定款
県知事の認可を受けた時基本財産の額は五〇〇万円とすることの条件がついたため

議案第六四号

岡垣町道路線の認定について

- 1、高陽、鍋田線二、二七四m
- 2、山田、海老津線一、二二二m

議案第六五号

大字の区域変更について

大字三吉区の一部を大字手野(新松原)区に変更するもの

議案第六六号

岡垣中学校一級防音鉄筋増築工事の借負契約について

- 1、契約の目的、岡垣中学校一級防音鉄筋増築工事
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約
- 3、契約金額 二七、六二万円

議案第六一号

福岡県四町村職員恩給組合資産管理組合の解散について

議案第五八号

教育委員会委員広渡成男氏が任期満了のため岡垣町大字吉木木藤善己氏を同意

議案第五九号

昭和四十七年度岡垣町上水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法第三〇条第四項及び第五項の規定により上記議案を議会の認定に付する。

議案第六〇号

岡垣町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が昭和四十八年六月二十七日公布されたため。

4、契約の相手方北九州市八幡区
 陣原三ノ二〇ノ五

5、工期 自昭和48年8月10日
 至昭和49年2月28日

議案第六七号

炭鉱離職者緊急就労対策事業請負
 契約について

1、契約の目的 緊就事業手野山
 ノ口繰舗装工事

2、契約の方法 指名競争入札に
 よる

3、契約の金額 二二、二二七、
 〇〇〇円

4、契約の相手方 岡垣町大字海
 老津小西建設K

5、工期 自昭和48年4月1日
 至昭和49年3月31日

承認第一号

岡垣町と東黒山との上水道源水取
 得についての協定書

上水道用水にあてるため東黒山区
 と協定したので議会の承認を求め
 るもの

議案第六八号

土地賃貸借契約について

岡垣町大字海老津一〇五八番地の
 内山林九〇平方メートルを昭和四十八年
 十月一日から昭和五十年三月三十
 一日まで海老津三二番地大森福五
 郎氏に衛生車の車庫及び事務所に
 使用するため貸付するもの。

議案第六九号

岡垣町老人医療費の支給に関する

条例の一部を改正する条例
 昭和四十八年十月一日から六十五
 才以上七〇才未満のねたきり老人
 に対して考人の医療費の支給の措
 置が講じられることとなったた
 め。

議案第七〇号

昭和四十八年度岡垣町一般会計補
 正予算第一号

歳入歳出予算の総額に一三三、六
 〇六千円を追加し歳入歳出予算の
 総額をそれぞれ一、二三九、六四
 三千円とする。

本件については議員(全員)提案
 により同和対策費二〇、七八二千
 円のなか協議会負担金その他二、
 七四二千円を減額修正可決

議案第七一号

昭和四十八年度岡垣町国民健康保
 険事業特別会計補正予算第一号

歳入歳出予算の総額五五五千円を
 追加し歳入歳出予算の総額をそれ
 ぞれ一一、七〇一千円とする

議案第七二号

昭和四十八年度岡垣町上水道事業
 特別会計補正予算第一号

議案第七三号

昭和四十八年度岡垣町住宅改修資
 金貸付事業特別会計補正予算第一
 号地方自治法第二三五条の第三二
 項の規定による一時借入金金の借入
 れの最高限度額は三四〇〇千円と
 定める。

議案第七四号

岡垣町一般職の職員の給与に関す
 る条例の一部を改正する条例

人事院勧告にもとづき、国家公務
 員の給与改定に準じ改めるもので
 ある。

議案第七五号

岡垣町議会の議員の報酬及び費用
 弁償等に関する条例の一部を改正
 する条例

議案第七六号

岡垣町特別職の職員の給与に関す
 る条例の一部を改正する条例

議案第七七号

岡垣町教育委員会の教育長の給与
 及び勤務時間等に関する条例の一
 部を改正する条例

諮問第一号

人権ようごの推せんにつき意見を
 求めることについて

岡垣町大字戸切二、二二一ノ一

竹石 閉市
 加藤 重雄

岡垣町大字三吉八三〇

次の二つの決議については十月
 五日議員全員の提案によって全会
 一致で可決されたものです。

決議第一号

同和行政窓口一本化反対に関する
 決議

同和行政の正常化をはかり町民参
 加の民主的な同和行政を確立する
 ため(提案理由)
 今日同和行政の窓口一本化をめぐ
 って地方自治体の行政に一定の混
 乱が起きている実態がある。

岡垣町の同和行政は特定の団体
 を窓口に行なうのではなく公平且つ
 平等に全未解放部落住民が等しく

その利益を受けるために未解放部
 落住民全てに窓口を開放し又同時
 に同和行政に対する窓口は町民全
 体にも開放され町民参加の民主的
 同和行政を確立しなければなら
 ないよって現在町当局が糾弾交渉の
 中で解放同盟中間遊説地区協議会
 ととりかわした「覚書」「協定書」
 「は破棄すべきである。
 特定の団体を「窓口とする一本化」
 を認めないことは地方自治の真
 の民主主義的確立と発展のため
 に守るべき原則である。
 全町民を代表する町議会は以上決
 議する。

昭和48年10月5日

岡垣町議会

意見書第二号
 同和対策特別措置法の推進に関す
 る意見書

同和対策特別措置法の施行につい
 て特別の措置を構じてもらうため

(提案理由)

同和対策審議会答申は昭和四〇年
 八月一日政府に出され「あるべ
 からざる差別の長き歴史の終止符
 が一日もすみやかに実現されるよ
 う万全の処置をとられることを要
 望し期待するものである」とその
 前文に述べている。この答申に基
 づいて同和対策特別措置法が昭和
 四十四年法律第六〇号で公布され
 て以来既に時限定法十ヶ年の前年
 を経過している。

同和対策事業が迅速且つ計画的に
 然も円滑に推進されなければなら

ないことは当然であり末端の町村
 自治体においても鋭意目標達成に
 努力をしているが其の対策が生活
 環境の改善、社会福祉、公衆衛生
 の向上、学校教育、社会教育の
 充実、生活基盤の整備、雇用の促
 進等々、多岐に亘っているため末
 端における施策は極めて広範囲に
 及びその実態は多様である。

これに対し国、県の負担又は補助
 は三分の二を下ってはならないと
 明記してあるにもかかわらず住宅
 工事の単価の例の如く著しく現実
 にそぐわない補助基準であり且又

(例えば教育奨励費、用地費、推
 進協議会費など)極めて低額又は
 補助対象から除外されていると同
 時に地方債の対象にもならず随っ
 て基準財政需要額にも算入されな
 い不合理を生じている。

末端町村のこれらの経費は道路舗
 装率10%程度にすぎない貧困財政
 である自治体の財政を圧迫してい
 るので国及び県は同和対策事業施
 行にあたって補助単価を是正する
 と共に同和対策の諸施策推進上必
 要欠くべからざる経費についても

国、県の補助事業として採択又は
 地方債による基準財政需要額算入
 の措置を構じ超過負担を軽減され
 るよう特別の措置を構せられるよ
 う要望いたします。

右地方自治法第九九条第二項の規
 定に基づき意見書を提出します

昭和48年10月5日

岡垣町議会

議長 川原清彦
 議事事務局

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄付

昭和48年9月17日死亡
二村繁敏殿より
一、海老津区故石村源七殿 59才
昭和48年9月27日死亡
石村ヨコ殿より
一、新海老津区故永島クラ殿76才

昭和48年9月19日死亡
大谷ヨシエ殿より
一、東松原区故竹森トシエ殿49才
昭和48年9月28日死亡
竹森東殿より

昭和48年10月2日死亡
岩崎直次殿より
一、山田区故山下記志殿 85才
昭和48年10月4日死亡
山下利夫殿より

昭和48年9月27日死亡
石村ヨコ殿より
一、白谷区故木村勇治殿 73才
昭和48年10月2日死亡
木村勇夫殿より

昭和48年10月5日死亡
永島忠殿より
一、糠塚区故入江春雄殿 76才
昭和48年10月11日死亡
入江茂美殿より

老人クラブへ香典返しとして寄付

一、内浦区故長畑順一郎殿 86才
昭和48年8月29日死亡
長畑光昭殿より
一、糠塚区故二村勝三郎殿 79才

昭和48年9月17日死亡
二村繁敏殿より

昭和48年9月27日死亡
石村ヨコ殿より

昭和48年10月5日死亡
永島忠殿より

検察審査会

○あなたは、こんな場合どうしたらよいか？

詐欺、おとし、交通事故などの犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。

どうも納得できない。こんな不満をもっている方はいませんか？そういう方は、そのまま泣き寝入りしないで、検察審査会にご相談ください。

○検察審査会とは選挙人名簿をもとにして「くじ」で選ばれた十一名の検察審査員が、検察官のした仕事のやりかたを審査するための制度です。

○どんな仕事をするところか？
検察官のした不起訴処分の上しを審査するのが、おもな仕事の一つです。検察審査会は、そのために検察官のつくった不起訴記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、場合によっては実地見分などもして議決します。その議決を参考にして検事正が事件を起訴すべきだと考えたときは、起訴

昭和48年10月5日死亡
永島忠殿より

昭和48年10月11日死亡
入江茂美殿より

○事件の審査をしてもらうには、犯罪を告訴、告発した人や犯罪によって害をうけた人で、検察官の不起訴処分不服のある方は、だれでも審査の申立てをすることができます。申立てには費用はいりません。申立ての手続については、検察審査会事務局にお問い合わせください。申立て用紙も事務局に用意してあります。

○所在地は

北九州市小倉区金田一丁目

四番一号

福岡地方裁判所小倉支部内

小倉検察審査会事務局

電話五六一一三四三二

一、泣き寝入り

せすにたのもう審査会

一、ふにおちぬ

不起訴処分に聞く窓

一、検察に

映せ世の声 民の声

一、不起訴にも

光る正しい審査の目

住宅需要実態調査

建設省、および福岡県では、住宅事情の改善を図るため、毎年種々の調査を行ない、住宅対策に反映させてきました。今年12月1日を期して、全県にわたって皆様の住宅に対する意識等を、お聞かせ頂く調査を実施することになりましたので、ご協力をお願いいたします。この調査は、統計目的のため

にだけ使われるもので税金等他の目的のために使われることは決してありません。又皆様の回答が外部に洩れることはありませんので調査員が、皆様方のお宅にお伺いしましたら調査にご協力を賜りますようお願いいたします。

福岡県

看護学生募集

昭和49年度県立看護専門学校より、募集がありましたので希望者は左記の要領にて、申し込んで下さい。

し1月10日付消印まで有効

○提出先は、〒818

1-01 福岡県筑紫郡太宰府町

大字向佐野22番地

福岡県立看護専門学校

記

保健婦助産婦科

募集人員 五〇名

修業年限 一年

受験資格 ◎文部大臣または、厚生大臣の指定した、看護婦学校

・養成所の修業者または卒業生

又は昭和49年3月卒業見込の者

事している者

◎外国の看護婦学校を卒業し、または、外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が同等以上の知識および技術を有すると認められた者。

◎高等学校卒業又は昭和49年3月卒業見込の者で看護婦の免許を有し、又は免許取得見込の者。

願書受付

昭和49年1月10日まで(ただし昭和49年1月10日まで)

願書受付

保健婦助産婦科と同じ

以上

福岡の電話

市内局番が3ケタになります 11月23日、勤労感謝の日から

日本電信電話公社

現在2ケタの市内局番を使っている、福岡市、春日市、大野城市、の電話は、11月23日(勤労感謝の日)から、東京、大阪などと同様に、市内局番が3ケタとなります。

市内局番を3ケタにする方法は現在の2ケタ局番の末尾に1をつける、最もわかりやすい方法を採用しています。

例えば、七八一八〇〇四は、市内局番七八の末尾に1がついて、七八一八〇〇四となります。

変更になるのは市内局番だけでそのほかは、変わりません。

新しい市内局番は、別表のようになります。

詩吟同好会募集

- 一、派流、鶴洲会派
- 二、講師、鶴洲吟詠会宗家、河野鶴洲先生。鶴洲会準師範、石松香洲先生。
- 三、会費、月一、一〇〇円
- 四、場所、岡垣町中央公民館
- 五、開催日、毎週金曜日、午後七時より九時まで
- 六、その他、現在約十名にて九月より実施中。

局名	土居町	(特番)	博多	平尾	筑紫	雑餉隈	東福岡	香椎	福岡天神	福岡西新	七隈
新市内局番	271	301	411	521	511	501	611	661	721	811	801
	281		431	531	541	571	621	671	731	821	861
	291		441		551	581	631	681	741	831	871
			451	221	561	641	691	751	841	851	
			461			651		761	851	881	
								771	881	891	
								781	891		

火事は予防できる

十一月二十六日から十二月二日まで全国いっせいで秋の火災予防運動が始まります。遠賀郡内から火事をなくするため、次のことを実行しましょう、なお岡垣町では今年一月から九月末までに十二件の火事が発生しました。

- 一、わが家の安全管理、
 (一)たばこの投げ捨てと寝たばこは止めましょう。
 (二)外出、就寝前には忘れずに火の元の点検をしましょう。
 (三)暖房器具等は説明書どおり、正しい取扱いをしましょう。
 (四)ガス器具等はかならず専門の業者に相談して取付けましょう。
- 二、老人、子供、病弱等の避難、
 (一)避難しやすい場所に就寝させましょう。
 (二)二ヶ所以上の避難の出入口を考えておきましょう。
- 三、損害を少なくするための方法
 (一)早く知らせる。まずダイヤル、
 一一九、あわてずに火災の種類(家、山林等)場所(何区)わかりやすい目印を知らせましょう。
 (二)消火器を備えるか、またはバケツに水(ふるの水)を用意しましょう。

消防署

譲渡所得の申告

1、土地や建物、その他船舶などの資産を売ったときの利益を譲渡所得といいます。その年の一月一日から十二月三十一日までの間に、このような資産を売った場合は翌年の二月十六日から三月十五日までの間に所得税の確定申告をしなければなりません。期限を失しないようにご注意ください。

2、譲渡所得について調査をしてみますと、売った価額をいつわって申告するなど、不正があったために、増差税額の三〇%の重加算税を納められた方が多いので、このようにご注意ください。

3、農地や探草放牧地を売ったときの所得税の申告は、農地法の規定による県知事の許可があった日、または届出の効力が生じた日と、その農地などの引渡しがあった日との、いずれか遅い日の属する年分として申告することが原則ですが、これらの目のうちいずれか早い日、またはその農地などの売却に関する契約をされた日の属する年分として申告されても差支えありません。

なお、譲渡所得のことについてわからない点がありましたら、いつでも税務署の資産税担当にお尋ね下さい。

電話(〇九三) 〇二五三九

※(十頁より続く)

高倉神社社殿

遠賀郡誌には「昔は神殿は社殿で、末社も二十余所あり、壯麗な大社だったという」と

天文五年(四三七年)九州探題大内義隆が社殿を立派にしてしたが、それから二十三年後の永禄二年(四一四年前)、大友宗麟の兵火に罹り、一丈門輪の日光も、八尺余の多宝塔も、八尺の彫りなど金銅でつくられていたが、すべて灰になった。

延徳三年三月(四八二年前)菅原釜の棟梁であり、この付近の大塚族須藤駿河守行重が奉納した銅製の毘沙門天像だけが、難をまぬがれ今に残っている。

天正十五年(三八六年前)岡上の小早川隆景が社殿を造営する。その時渡殿もつくられる。

その後代々の岡上の信仰篤く、黒田長政、黒田光之、黒田継高等の寄進もあり、宝暦元年遠賀郡の社に定められる。

公民館

八幡総合高等職業訓練校

第2類生徒募集

- 募集訓練科および定員
 - 機械科(数値制御) 二〇名
 - 電気科 二〇名
- 応募手続
 - ①資格、高校卒または、これと同等以上の学歴をもつ身体強健な男子及び女子。
 - ②応募書類
 - イ、入校願書、所定の用紙が本校または最寄りの安定所にあります
 - ロ、健康診断書、学校医または他の医師の診断書
 - ハ、最終学歴の学業成績証明書
 - ③応募先
 - 本校または最寄りの職業安定所
 - ④募集期間
 - 10月1日～11月17日
 - ⑤選考日時
 - 11月22日午前9時～
 - ⑥選考場所
 - 本校
 - ⑦合格発表
 - 12月1日(土)
 - ⑧入校日
 - 4月上旬

共働募金運動 たすけあいの詩募集

みなさんは、隣人たちの思いやり、見知らぬ人からの激励など、あたたかい人間の心をよびおこすような経験をしたこと、またはあなたがしてあげたことではありませんか。そんな経験やねがいを詩にまとめて作り左記のとおり送ってください。

- 記
- △主題▽ たすけあいの詩
- △応募資格▽ 小、中学校、高等学校生徒、婦人
- △応募の方法▽ 応募は1名1点に
- △送り先▽ 東京都千代田区霞が関3丁目314 (〒100)、中央共同募金会「たすけあいの詩」係
- △締切期日▽ 昭和48年11月30日()

当日消印有効)
 △入選発表▽ 昭和48年12月20日後
 援、協賛等の機関を通じて発表するとともに、入選、佳作について

剣道と自動車運転

岡垣 剣道教室
 剣道錬士五段 森 真 信

私こと四十才中ばにして折尾にある福岡自動車教習生となり、自動車運転免許のため、六月二十七日より八月二十日迄三十二時間の教習を受けたのですが、その時つらく苦しい辛い経験をえました。昭和二十年頃の車数と昭和四十七年では約百倍の車数になっているのですが道路状況は百倍にはなっていないそうです。そんな現在の交通状態に、事故を起さないで車を走行させる為には・見る・判断・実行・と云う厳しい神経と運転操作が必要とされます。剣道も見る(判断)行動は毎時の稽古に非常に大切なものです。相手をよく見て打ち込み、体を変え、攻める、引く等判断された時には、行動に表らわれないなくては勝負に勝つと云ふ事に結びつきません。その為には少々の苦しい修業練習努力が必要です。剣道は幼少より老人まで稽古が出来る。スポーツ各種の中では非常に長い寿命を持っています。自動車教習生の目録は厳しいものがありました。ベテラン指導先

は、直接本人に通知いたします。
 △賞▽入選3篇、佳作10篇
 △主催▽中央共同募金会

だわると外の技が生きず、相手の攻撃にチャンスを与える結果となる。車は大切に仕上げ整備は充分にやっておかねば事故にもつながる。

剣道も竹刀剣道衣、袴、防具、本人の健康状態等十二分に整調しておかねば負傷の原因となる事がある。

福岡自動車教習所では高校生、大学生、女子学生一般者等多数に励んでいます。現代では車免許は必需品。その為にも反射神経の錬磨は剣道によって育成される必要があると思います。

○毎週、火曜、水曜、午後六時～八時まで吉木小学校で剣道教室開室中です。

○本年度より中学二年在学中(髯稽古修了者)に初段に受験出来るようになりました。

俳画教室開校

山鹿桃郊先生を迎えての俳画教室も先生の御他界により昨年の三月で閉講となりました。只今数人の者が先生の残された画帖をたよりに自習をつづけております。

この度北九州に南宗画塾を開かれておられる日置松暉先生を御迎えして、水墨面の教室を再開することになりました。先生は現在御自宅での塾は勿論、西日本文化サークルで日本画の講師をされ、又各地に教室を持たれて非常に多忙な日々ですが、要望に応じられて御指導をいただくことになりました。筆一本で美を表現し心にうるおいを持つことの出来る良い機会だと思えます。受講希望者は左記

の要領で申し込み下さい。

- 一、教室 中央公民館(〇一六二番)
- 二、時 毎月第二火曜日13時~17時
- 三、月謝 一、五〇〇円
- 四、開講日 十二月第二火曜日より
- 五、申込期間 十一月一杯(十名程度で締切ります)

公民館

強い！吉木四連勝

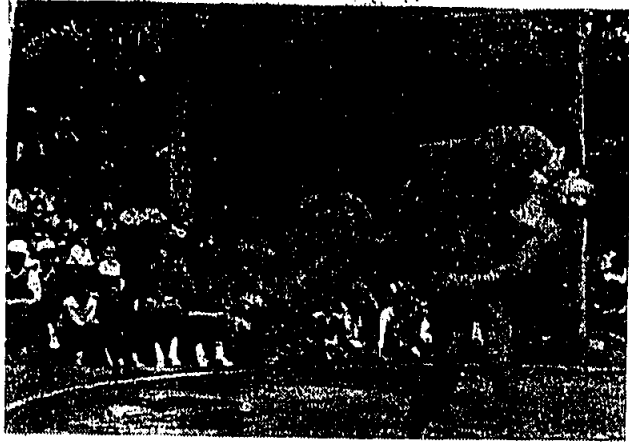
公民館対抗相撲大会を 十月十日体育の日午後二時から高倉神社

相撲場で行なった。

四区から、九チームの出場で団体戦個人戦と力を競った。

吉木区の四年連続優勝、結果は次のとおり

- 団体の部
 - 優勝 吉木A
 - 二位 吉木C
 - 三位 波津
- 個人一般の部
 - 優勝 早川豊繁(吉木)
- 個人中学生の部
 - 優勝 早苗泰博(高倉)
- 個人小学生の部
 - 優勝 川原雄治(吉木)



高倉神社 (2)

香椎宮の神門の前に「綾杉」が天空にそびえている。これは昔、神功皇后が新羅征伐から帰り、三種の宝をここに埋め、よろいの袖に杉枝をさしたのが大きくなった

という。

神功皇后の新羅征討軍は、仲哀天皇の九年十月(日本書紀第九卷)香椎を出発した。新羅に近づくと、海水がいっせいに國中に押し寄せた。新羅王は驚いて気絶、しばらくして回復し、「東に神の国あり。日本(やまと)という。必ずその国の神兵ならん」と、白旗をもち、皇后の船の前にひれ伏した。

「皇后、新羅より帰り給いて菅田(ほむた)の天皇(応神天皇)を筑紫に生み奉りき。その産所を名付けて宇瀨(現在の粕屋郡宇美町)といえり」と、日本書紀は記している。

神功皇后の伝説は日本国中いたるところにあり、史実とは別の世界の物語というのが学者の通説だが、応神天皇は四世紀末に実在したとみられるので、この辺から史実と一致している。

綾杉

高倉神社の綾杉は、香椎宮の綾杉と同じく、三韓征伐から無事凱旋された神功皇后が、さかさに植えられた御手植の杉という。それ



から計算すると千六百年経た杉と
いうことになる。

ところが永祿二年(西暦一五五九年で今から四一四年前)桶狭間の戦いの前(年)、九州豊後のキリシタン大名といわれた大友義鎮(よししげ)剃髪して宗麟と号した大名の焼討ちにあい、神殿社記宝物総て鳥有に帰した。その時綾杉も難にあい、樹幹は焼失したが、神助かその一片の樹皮が生きており、それから枝葉が出、支柱によって今日の綾杉になった。それでは空洞になり、今でも焼けた幹が残っている。

昭和三十八年に県の重要文化財に指定されたが、胸高周囲五、六米樹高一七米、社殿改築の際地均しをしたので、この綾杉は相当地に埋まっている。もともと綾杉というのは、杉の種類の名前で、普通の杉の葉と違

い、刀形をして枝の内側に巻き込んだ葉をつけている。

神伝院等

梵王山神宮寺神伝院と称し、真言宗高野山密光院の末寺で、今の高倉神社の高峯館の所において、高倉宮の別当として高倉宮に奉仕したが、明治四年の神仏混淆の制廃止によってのけられた。

総智院は神伝院の末寺で、高倉関前にあったが、この寺を廃したので、寺号は宗像の勝浦に移す。その跡に不動堂がある。

千光院も神伝院の末寺で、関前の総智院の北にあった。今もそこを千光という。

この外今は廃寺になっている吉木矢口の勝業寺、神塚の正覺寺、宗像吉武吉留の長寧寺は、神伝院の末寺という(八頁に続く)